

投票用紙の二重交付について

平成 23 年 5 月 9 日

小樽市選挙管理委員会

平成 23 年 4 月 10 日執行の北海道知事選挙におきまして、期日前投票で知事選挙投票済みの有権者に対し、投票所において再度知事選挙の投票用紙を交付したと強く疑われる事態が生じていたことが判明いたしました。

これは、有権者の方からの申し出により判明したもので、詳細は以下のとおりです。

- 1 平成 23 年 4 月 27 日午後 4 時に報道機関より期日前投票で既に投票している知事選挙の投票用紙を投票所でも再度交付を受けた旨の連絡があり、選管事務局に行くと言っているので調査願いたいとの連絡があり待機していたところ、平成 23 年 4 月 28 日午前 11 時 23 分、有権者の方から「3 月 28 日に期日前投票で知事選挙の投票をし、4 月 10 日に投票所へ道議選挙の投票に赴いた際、知事選挙の投票用紙を渡され、疑問に思ったがそのまま投票してしまった。自分と同じような人が他にもいるのではないかと思い調査願いたい」との申し出がありました。
- 2 直ちに「期日前投票データ」「名簿対照用抄本」「回収した投票所整理券」との照合を行い、知事選挙のみ投票した有権者が 140 人、内 4 月 10 日に投票所で投票した方が 16 人、その内知事選挙の投票用紙交付が疑われる有権者の方が 8 人であることが判明いたしました。
- 3 知事選挙の投票用紙交付が疑われる有権者 8 人について、担当する投票所担当者の聞き取りを行いました結果 5 名分につきましては交付していないことが判明いたしました。申し出られた有権者の方とその配偶者の方及び最上小学校で投票された女性の有権者の方計 3 名につきましては知事選挙の投票用紙を二重に交付した可能性が極めて強いことが判明いたしました。
- 4 知事選のみ期日前投票をした方は、名簿対照用抄本にその事実を記載し、投票日においてになった際には、道議選のみの投票であることを周知し、投票所においても該当者が来所した際には特に注意を払い、また、投票所事務長へ連絡するよう周知徹底していたものですが、名簿対照の際に見落とししたことにより生じたものと考えます。
- 5 あまりにもお粗末なミスにより、市民の方々に投票事務への不信の念を抱かせることになり大変申し訳ありませんでした。
- 6 今後、見落とすことのないよう表示の仕方を検討するとともに、名簿対照を担当する係員への教育を徹底し、市民の方々から再び信頼を得られるよう努めてまいります。